

一、收入減解雇反對  
一、八時間労働の實施

實 行 方 法

- 一、政府に對し工場法除外例の取消を迫る事
  - 二、紡績聯合會に決議文を送る事
  - 三、各會社に對し操短廢止を迫る事
- 【決議文】 搾取の惡鬼紡績聯合會は、資本主義經濟の矛盾による不況の責任を我々労働階級に轉嫁し、過去數回に亘る操短を強行し、減減せんとする自己の利潤案を維持せんとするが如きは、全労働大衆の生活權を破壊するものである。吾等は生活權防衛の爲紡績操短に反對し、暴戾なる紡績資本家と徹底的に闘争せんことを期す
- 三、健康保險法改正の件

製鋼労働組合 大阪聯合會提出 説明 峯岸 峯吉 塚本 重哉

改 正 要 點

- 健康保險法左ノ通改正スル事
- 第十三條 工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若クハ工場並左ノ各號ニ該當スル事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スル者及一年ノ報酬二千圓ヲ超スル職員ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
  - 二、物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業
  - 三、電氣又ハ動力ノ發生、變壓又ハ傳導ノ事業
  - 四、土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
  - 五、地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
  - 六、前號ニ掲グルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

七、貨物積卸ノ事業

- 第十四條 前條各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業主ハ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルルモノヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得但シ被保險者ト爲スコトヲ要ス地主ハ小作人ヲ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得此ノ場合ハ前項但書ノ規定ヲ準用ス
- 第十五條 第十三條及第十四條ノ被保險者ノ家族ニシテ勅令ノ定ムル範圍ニ屬スル者ハ被保險者タルコトヲ得前項ノ被保險者ニ關スル保險料及被保險者タル資格ノ得喪並ニ療養給付ノ程度ニ付テハ本法ノ規定ニ拘ラス命令ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ解雇ノ場合ハ被保險者ノ承認アルカ又ハ裁判ノ判決アルニアラサレハ其ノ資格ヲ喪失スル事ナシ
- 第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ左ノ範圍ノ療養給付ヲ爲ス
- 一、診察、手術及處置其ノ他ノ治療
  - 二、藥劑及治療材料ノ支給
  - 三、看護及被保險者ノ移送

前項第一號ノ給付ハ醫師及齒科醫師ニ依リ、第二號ノ給付ハ藥劑師ニ依リ之ヲ爲ス第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認めルトキハ被保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第六十六條 左ノ一項ヲ加フ

保險給付ノ支給ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニシテ之ヲ爲ス

第七條第一項中「十分ノ一」ヲ「三分ノ一」ニ、第二項中「二四」ヲ「六四」ニ改ム

第七十二條 被保險者ハ保險料額ノ三分ノ一、被保險者ヲ使用スル事業主ハ其ノ三分ノ二ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者及其ノ被保險者ヲ使用シタル事業主ハ各其ノ三分ノ一ヲ負擔ス

第七十九條ノ二 被保險者ニシテ前一年間保險料金ヲ完納シ保險給付ノ支給ヲ一回モ受ケサルモノニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ保險金ノ三分ノ一以下ヲ拂戻スコトヲ得